

嘉麻市企業誘致用地等登録制度実施規程

(目的)

第1条 この告示は、企業の誘致に供する土地等（以下「企業誘致用地等」という。）として登録された市内の未利用の土地又は建物に関する情報を広く提供することで、本市における企業立地を一層推進し、もって地域経済の活性化及び雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業 嘉麻市工場等誘致条例施行規則（平成18年嘉麻市規則第118号）第1条の2の規定により奨励措置の対象者となっている企業

(2) 企業誘致用地等とは、次の各号のいずれにも該当する土地又は建物とする。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に規定する都市計画区域又は同法第5条の2に規定する準都市計画区域内で概ね1,000平方メートル以上の一団の土地であること。

イ 前号に掲げる土地に立地する建物が、未利用の工場、倉庫、及び店舗等の場合は、その所有者が土地の所有者と同一であること。

ウ 土地の境界が明確であり、所有権の権利の帰属について争いのない土地であること。

エ 地上権、抵当権その他所有権以外の権利が設定されていない土地又は建物であること。

オ その他市長が不適當と認めるものでないこと。

(登録の申請)

第3条 企業誘致用地等の登録を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 企業誘致用地等に登録しようとする土地又は建物の所有者又は共有者

(2) 嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第

2条に規定する暴力団若しくは暴力団関係団体又は暴力団員若しくは暴力団関係者でないもの

- 2 申請者は、嘉麻市企業誘致用地等登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 登録の申請をしようとする土地又は建物について共有者が存在するときは、当該共有者は、申請者である所有者と連名で申請しなければならない。
（企業誘致用地等の登録）

第4条 市長は、市内に進出しようとする企業に対し、市内の企業誘致用地等に関する情報の提供を行うため、当該情報が登録された嘉麻市企業誘致用地等登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）を設けるものとする。

- 2 市長は、登録申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録台帳への登録の適否について決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により企業誘致用地等の登録を決定したときは、当該申請に係る土地等に関する情報を登録台帳に登録するとともに、その旨を嘉麻市企業誘致用地等登録決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により企業誘致用土地等として登録しないことを決定したときは、その旨を嘉麻市企業誘致用地等登録却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（情報の提供）

第5条 市長は、登録台帳に登録された企業誘致用地等（以下「登録用地等」という。）に関する情報を閲覧又はホームページその他適当と認める方法により、広く情報提供するものとする。

（引き合い申出）

第6条 登録用地等に立地を希望する企業等（以下「希望者」という。）は、嘉麻市企業誘致用地等引合申出書（様式第5号。以下「申出書」という。）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（伝達）

第7条 市長は、申出書の提出があった場合において、希望者が次の各号の

いずれにも該当すると認めるときは、登録台帳に登録された者（以下「登録者」という。）に対しその旨を伝達するものとする。

（１） 事業活動が各種法令に違反していないこと。

（２） 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（交渉）

第 8 条 前条の規定による伝達を受けた登録者は、自らの責任において希望者と交渉するものとする。

2 市長は、物件の確認、交渉及び契約については一切関与しない。

3 本市の役割は、情報提供のみで、売買又は賃貸の交渉は当事者間で行うものとする。

（登録台帳の登録期間）

第 9 条 登録台帳への登録期間は、登録を決定した日から 3 年間とし、登録の更新を妨げないものとする。

2 登録期間の更新の申請をしようとする者（以下「登録更新申請者」という。）は、登録期間が満了する 60 日前までに嘉麻市企業誘致用地等登録更新申請書（様式第 6 号。以下「登録更新申請書」という。）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、登録更新申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録台帳への登録の更新の適否について決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録の更新を決定したときは、嘉麻市企業誘致用地等登録更新決定通知書（様式第 7 号）により、登録更新申請者に通知するものとする。

5 市長は、第 3 項の規定により登録を更新しないことを決定したときは、嘉麻市企業誘致用地等登録更新却下通知書（様式第 8 号）により、登録更新申請者に通知するものとする。

（登録の変更等）

第 10 条 登録者は、登録台帳に登録された内容を変更するとき又は登録を取り消すときは、速やかに嘉麻市企業誘致用地等登録変更・取消申請書（様式第 9 号。以下「登録変更・取消申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録変更・取消申請書が提出されたときは、登録情報の変更又は取消しを行い、嘉麻市企業誘致用地等登録変更・取消決定通知書（様式第10号）により登録者に通知するものとする。

（登録用地等の制限）

第11条 登録者は、当該登録用地等を第三者に譲渡し、若しくは貸し付け、又は地上権、抵当権その他所有権以外の権利を設定する見込みがある場合においては、速やかに書面でその旨を市長に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。